

土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条に基づき、土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 土佐清水市は、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、土佐清水市の中山間地域の高齢者に対し、高知県中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金等を活用し、次条に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）及び職員の確保を行う補助事業者に、予算の範囲で補助金を交付する。

(補助対象、基準額、補助率等)

第3条 補助対象となる介護サービスは、次に掲げるサービス（以下「補助対象サービス」という。）とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護及び法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条第7項に規定する通所介護、法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）
- (6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- (7) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）
- (8) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び法第8条の2第8項に規定する介

護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）

(9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

(10) 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）

(11) 法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

(12) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

(13) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

(14) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(15) 法第8条第29項に規定する介護医療院

2 補助対象の区分、基準額、補助率等については、別表第1、第1-2及び別表第1の3に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に必要書類を添え土佐清水市長に提出しなければならない。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助の内容等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を土佐清水市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第2号様式による補助事業中止（廃止）申請書を土佐清水市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合又は第10条各号に規定する事由に該当する事実が明らかになったときは、速やかに土佐清水市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(5) 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の事業者については、送迎の実施の有無についての記録を作成しなけ

ればならないこと。

(6)別表第2に掲げるいずれかに該当しないこと及び契約の契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る土佐清水市の取扱いに準じて補助事業を行わなければならないこと。

(7) 補助事業の実施に当たっては、県税を滞納していないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか土佐清水市長が特に必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 土佐清水市長は、第4条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第3号様式により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると土佐清水市長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日までのいずれか早い日までに土佐清水市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第20条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、土佐清水市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を土佐清水市長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、別記第6号様式により、毎月10日までに前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。

また、土佐清水市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 土佐清水市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当と認められるとき。

(2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、土佐清水市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条各項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土佐清水市長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護及び訪問リハビリテーション, 居宅介護支援	事業所の所在地から利用者宅まで訪問に30分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額	10分の10	区分1の基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし, 事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は, これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に1時間以上の時間を要する利用者に対して, 補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
	通所介護, 通所リハビリテーション, 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から利用者宅まで送迎に30分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額		

(注1) 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号, 老振発第0331004号, 老老発第0331017号)に定める「例外的に, 待機や道具の保管, 着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 利用者とは, 法において要介護又は要支援と認定された者のうち特別地域加算対象地域(平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち, 土佐清水市内にある地域をいう。)に居住する者とする(ただし, 特別地域加算対象地域ではないが, 介護サービスの確保が困難な地域(最寄の事業所まで30分以上かかる地域)に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。)

(注3) 訪問又は送迎に要する時間とは, 通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると土佐清水市長が認めた時間とする。

(注4) 所定単位数とは, 法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。(ただし, 第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは, 市の定める単位数とする。)

(注5) 基準額の計算は, 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)に定められた方法に準じ行うものとする。

(注6) 通所介護, 通所リハビリテーション, 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については, 片道のみ送迎を行った場合は, 往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。なお, 所定単位数が月当たりで決定される場合は, 1ヶ月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となったときに往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助するものとし, 過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。

(注7) 補助対象となるサービス提供は, 当年度4月から3月分までのサービス提供分とする。

別表第1-2 (第3条関係)

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から利用者宅まで訪問，送迎に30分以上1時間未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問，送迎回数に450円を乗じて得た額	10分の10	区分1の基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし，事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は，これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問，送迎に1時間以上の時間を要する利用者に対して，補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問，送迎回数に1,050円を乗じて得た額		

(注1) 事業所には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年老計発第0331004号，老振発第0331004号，老老発第0331017号)に定める「例外的に，待機や道具の保管，着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) 利用者とは，法において要介護1，要介護2，要支援1又は要支援2と認定された者のうち特別地域加算対象地域(平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち，土佐清水市内にある地域をいう。)に居住する者とする。(ただし，特別地域加算対象地域ではないが，介護サービスの確保が困難な地域(最寄の事業所まで30分以上かかる地域)に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。)

(注3) 訪問又は送迎に要する時間とは，通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると土佐清水市長が認めた時間とする。

(注4) 補助対象となるサービス提供は，当年度4月分から3月分までのサービス提供分とする。

別表第1-3 (第3条関係)

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護,居宅介護支援	事業所が,補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため,新たに雇用した常勤の職員に対し,一時金を支給した場合。(契約職員,人材派遣会社及び人材紹介会社を通じて雇用したものは対象外)	新たに雇用した職員1人につき,20万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	区分1及び2の基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし,事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は,これを切り捨てるものとする。
2	訪問入浴介護,訪問看護及び訪問リハビリテーション,居宅介護支援,通所介護,通所リハビリテーション,短期入所生活介護,短期入所療養介護,認知症対応型通所介護,認知症対応型共同生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護,地域密着型介護老人福祉施設	事業所が,補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため,新たに雇用した常勤の職員に対し,一時金を支給した場合。(契約職員,人材派遣会社及び人材紹介会社を通じて雇用したものは対象外)	新たに雇用した職員1人につき,10万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	

(注1) 事業所とは,区分1及び区分2のそれぞれに該当する補助対象サービスのうち,次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ・半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

(注2) 区分1の職員とは,法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者(以下「訪問介護員」という。)をいう。また,「専ら従事」及び「常勤」とは,「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年老企第25号)の規定による。

ただし,過去に本補助金及び土佐清水市介護人材等定着支援金等に基づく人材確保に係る一時金の支給を受けている者は除く。

- (注3) 区分2の職員とは、区分2の補助対象サービスに雇用される介護職員、看護職員、機能訓練指導員、同法人内の介護職員等から居宅介護支援事業所の介護支援専門員への職種変更を対象とする。
- (注4) 一の事業所（以下「前の事業所」という）に勤務していた者が土佐清水市内の別の事業所（以下「別の事業所」という）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3ヶ月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。
また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。
- (注5) 区分1、区分2とも雇用を開始した日から3ヶ月以内に事業所から職員へ支給した場合のみ対象とする。なお、年度を越え支給した場合は対象外とする。
- (注6) 一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年条例第31号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 4 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 5 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 6 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 7 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 8 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 9 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 法人等名
住 所
代表者名

補 助 金 交 付 申 請 書

土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第4条の規定により、
平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付を下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調（別紙1）
- (2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税事務所が発行する全税目の納税証明書）
- (3) その他市（町村）長が必要と認める書類

別紙 1

土佐清水市中山間介護サービス確保対策事業費補助金所要額調

業者名 ()

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備考
		訪問・送迎に30分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成			/	
		訪問・送迎に60分以上の時間を要するサービスへの助成				
		計				
		区分	支給予定数	基準額	補助金所要額	備考
		新規雇用職員への一時金支給			/	
		計				
合計						

- 注) 1 補助金所要額欄は、事業所ごと（予防含む。）に千円未満の額を切り捨てた額を記入してください。
 2 サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。
 3 補助金所要額調明細書（別紙2）を添付すること。
 4 「新規雇用職員への一時金支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書（別紙3）を添付すること。

別紙2

補助金所要額調明細書

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの距離（km）	事業所からの所要時間（分）	サービス提供予定回数（回）	基準額（円）
合計			人				

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

一時金等支給計画書

令和 年 月 日現在

事業者名				
事業所名				
サービス種別				
職種	雇用予定人数	支給予定額		備考
		一時金	合計	
訪問介護員				
介護支援専門員				
合計				
職種	雇用予定人数	支給予定額		備考
		一時金	合計	
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
介護支援専門員				
合計				

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 法人等名
住 所
代表者名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け土清健発第 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）理由及び変更内容
- 4 添付書類
 - (1) 補助金所要額変更調（別紙4）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

別紙4

土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金所要額変更調

事業所名 ()

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数		基準額 (円)		補助金所要額 (円)			補助金受入済額 (円)	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		訪問・送迎に30分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成									
		訪問・送迎に60分以上の時間を要するサービスへの助成									
		計									
		区分	訪問・送迎対象者数		基準額		補助金所要額 (円)			補助金受入済額 (円)	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		新規雇用職員への一時金支給									
		計									
合計											

- 注) 1 補助金所要額欄は、事業所ごと(予防を含む。)に千円未満の額を切り捨てた額を記入してください。
 2 サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。
 3 補助金所要額調明細書(変更)(別紙5)を添付すること。
 4 「新規雇用職員への一時金支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書(変更後)(別紙6)を添付すること。

別紙 5

補助金所要額調明細書（変更）

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

既存 追加	番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの 距離（km）	事業所からの 所要時間 （分）	サービス提供 予定回数 （回）	基準額 （円）
合計				人				

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

※「既存追加」欄は、既に申請済みの利用者は「既」、今回追加となる分については「新」を記入してください。

別紙6

一時金等支給計画書（変更後）

令和 年 月 日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
職種		雇用予定人数	支給予定額		備考
			一時金	合計	
訪問 介護員	変更前				
	変更後				
介護支援 専門員	変更前				
	変更後				
合計					
職種		雇用予定人数	支給予定額		備考
			一時金	合計	
介護職員	変更前				
	変更後				
看護職員	変更前				
	変更後				
機能訓練 指導員	変更前				
	変更後				
介護支援 専門員	変更前				
	変更後				
合計					

別記第3号様式（第6条関係）

第 号

補助金交付決定通知書

申請者

平成 年 月 日付け 第 号で申請がありました平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

なお、この交付決定に係る補助対象期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とします。

平成 年 月 日

土佐清水市長

別記第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

土佐清水市長 様

申請者 法人等名
住 所
代表者名

実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業を実施しましたので、土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 差引過不足額 | 金 | 円 |

4 添付書類

- (1) 補助金精算書兼実績報告書（別紙7）
- (2) その他市長が必要と認める書類

別紙7

土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金精算書兼実績報告書

事業者名 ()

事業所名	サービス種別	区 分	訪問・ 送迎対象者数	基準額	補助金所要額(円)	備 考
		訪問・送迎に30分以上60分未満 の時間を要するサービスへの助成			/	
		訪問・送迎に60分以上の時間を要 するサービスへの助成				
		計				
		区 分	支給職員数	基準額	補助金所要額(円)	
		新規雇用職員への一時金支給				
		計				
合計						

注) 補助金所要額欄は、事業所ごと(予防を含む。)に千円未満を切り捨てた額を記入してください。

※ サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

※ 補助金実績報告明細書(別紙8)を添付すること。

※ 「新規雇用職員への一時金支給」の実績がある場合は、一時金等支給実績書(別紙9)を添付すること。

別紙8

補助金実績報告明細書

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

番号	被保険者 番号	住所	氏名	事業所からの距 離（km）	事業所からの 所要時間（分）	サービス提供 回数(回)	基準額 （円）
合計			人				

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

一時金等支給実績書

令和 年 月 日現在

事業者名				
事業所名				
サービス種別				
職種	雇用 人数	支給額		備考
		一時金	合計	
訪問介護員				
介護支援専門員				
合計				
職種	雇用 人数	支給額		備考
		一時金	合計	
介護職員				
看護職員				
機能訓練指導員				
介護支援専門員				
合計				

※雇用した職員ごとに支給報告書兼誓約書を作成すること。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 法人等名
住 所
代表者名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた平成 年度土佐清水市中山間
地域介護サービス確保対策事業費補助金について、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 既交付額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |

振込口座番号

銀行

支店

- | | |
|---|----------|
| 1 | 普通預金 () |
| 2 | 当座預金 () |

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

土佐清水市長 様

申請者 法人等名
住 所
代表者名

事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました平成 年度土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業の実施状況について、土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施月 平成 年 月

2 添付書類

- (1) 事業実施状況調（別紙10）
- (2) その他市長が必要と認める書類

別紙 10

土佐清水市中山間地域介護サービス確保対策事業 事業実施状況調 (年 月サービス提供分)

事業者名 ()

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額 (円)	備考
		訪問・送迎に 30 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成			/	
		訪問・送迎に 60 分以上の時間を要するサービスへの助成				
		計				
		区分	支給職員数	基準額	補助金所要額 (円)	備考
		新規雇用職員への一時金支給			/	
		計				
合計						

※サービス種別が多く、一枚に収まらない場合は、必要に応じ欄を増やすこと。

※別紙 1 1「事業実施状況明細書総括表」及び別紙 1 2 - 1, 1 2 - 2「事業実施状況被保険者別明細書」を添付すること。

※新規雇用に係る補助金に該当する場合は、雇用した職員について雇用を証明する書類（雇用した年月日、雇用形態含む書類）及び従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること。

別紙 1 1

事業実施状況明細書総括表（ 年 月サービス提供分）

事業者名		事業所名	
事業所所在地		サービス種別（予防を含む）	

番号	被保険者番号	住所	氏名	事業所からの距離（k m）	事業所からの所要時間（分）	サービス提供回数（回）	基準額（円）
合計			人				

※事業所ごと（予防を含む。）に別葉で作成してください。

事業実施状況被保険者別明細書

①訪問介護，訪問入浴，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所介護，通所リハビリテーション，
地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，居宅介護支援

番号		被保険者番号	
氏 名			

1 サービス提供の内容等

(1) 補助対象区分 1

サービス内容 A	サービスコード B	単位数 C	回数 D	加算率 E	サービス単位数 F
		単位	回	%	単位
		単位	回	%	単位
合計		単位	回	%	単位

- 注) 1 介護給付費請求書の請求明細書に準じて記載すること。C欄の単位数は，コード表の合成単位数を記載すること。E欄は，15%，35%のいずれかを記載すること。
2 F欄は，CにD及びEを乗じて小数点以下を四捨五入した単位数を記載すること。
3 通所計サービスで片道送迎となったものは，往復送迎の場合と行を分けて記載し，F欄には往復送迎の場合の2分の1に相当する単位数（小数点以下四捨五入）を記載すること。

2 基準額合計

I (F欄単位数×10円)	円
------------------	---

- 注) 1 I欄は，F欄の単位数に10円を乗じた金額を記載すること。
2 この額を別紙 1 1「事業実施状況明細書総括表」の基準額欄へ記載すること。

事業実施状況被保険者別明細書

②小規模多機能型居宅介護

番号		被保険者番号	
氏 名			

1 サービス提供の内容, 補助金所要額の算出

(1) 補助対象区分 1

区分	訪問 (送迎) 回数 (回) A	基準額単価 (円) B	基準額合計 (円) C (A × B)	備 考
訪問				
送迎				
合計				

注) 1 訪問回数は, 1 回の訪問ごとに 1 回とカウントすること。(1 日に 2 回訪問した場合は, 2 回とカウントすること。)

2 送迎回数は, 利用者を自宅から事業所に迎え, 事業所から家にするまでを 1 回とカウントすること。

3 訪問と送迎が連続する場合は訪問を 1 回とカウントすること。

2 基準額合計

C	円
---	---

※この額を別紙 1 1「事業実施状況明細書総括表」の基準額欄へ記載すること。